

第七葛西小学校PTA会則

第一章 名称

- 第一条 本会は第七葛西小学校PTAと称する。
- 第二条 本会の事務所を第七葛西小学校に置く。

第二章 目的及び活動

- 第三条 本会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第四条

本会は前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい社会となるように努める。
- 2 児童の校外生活に深い関心と責任をもち、生活環境をよくする。
- 3 学校の教育効果をあげやすいように協力する。

第三章 方針

- 第五条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教を支持したり、営利的な行為は行わない。
- 2 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3 本会は他のいかなる諸団体や個人の支配・統制・干渉も受けない。
- 4 学校運営ならびに人事に干渉しない。

第四章 会員

- 第六条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 第七葛西小学校に在籍する児童の保護者またはこれにかわる者。
- 2 第七葛西小学校に勤務する教職員。
- 3 会員期間は原則児童の入学から卒業までとする。

第五章 会計

- 第七条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第八条

会費は年間、在籍児童一人につき三千円、三人目以降は一人六百円とし、年九回（五月・六月・七月・九月・十月・十一月、十二月・一月・二月）に分けて納入するものとする。

第九条

本会の予算の議決ならびに決算の承認は総会に付議する。

第十条

本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第六章 役員・会計監査

第十一条

本会の役員・会計監査は次のとおりとし、任期は二年とする。ただし再任をさまたげない。補充役員の任期は残任期間とする。（特別な事情により会長が必要とした場合はこの限りでない）

- 1 会長 一名
- 2 副会長 若干名（教職員一名）
- 3 書記 三名（教職員一名）
- 4 会計 三名（教職員一名）
- 5 会計監査 二名
- 6 この他に退任会長を相談役としておく場合がある

第十二条

役員・会計監査は任期満了後といえども後任者の就任するまで、ひきつづき事務をとるものとする。

第十三条

役員・会計監査の選出は次のとおりとする。

- 1 会長は会員中より選考委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 副会長・書記・会計・会計監査は選考委員会が会長の意見を参考とし、会員中より推薦し

総会の承認を得る。

第十四条

役員・会計監査の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、総会・役員会・各種委員会等すべての集会を召集し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
- 3 書記は本会の事務を処理する。
- 4 会計は本会経理の一切を処理し、監査を経て総会において決算報告をする。
- 5 会計監査は本会の会計について監査し、その結果を総会に報告する。

第七章 委員

第十五条

この会に次の委員を置く。

- 1 学年委員会委員
- 2 専門委員会委員
- 3 臨時委員会委員

第十六条

委員は次の方法により選出する。

- 1 委員は各組ごとに保護者の希望をもとに選出し、会長はこれを委嘱する。
 - 2 専門委員のうち、おまつり、広報、校外は各組二名とする。ただし、各組二名が難しいと判断した場合は学年全体で人数を確保する。
- 臨時委員会の委員は運営委員会の承認を経て、これを委嘱する。
- 委員の任期は一年とする。ただし臨時委員会の委員は任務が完了した時、解任される。

第十八条

委員の任期は一年とする。ただし臨時委員会の委員は任務が完了した時、解任される。

第八章 委員会

第十九条

この会に次の委員を置く。

- 1 学年委員会
- 2 専門委員会
- 3 臨時委員会

第二十条

委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 学年委員会は学校と家庭との緊密なる連絡と協力をはかり、会員の教養向上に努める。
- 2 専門委員会は次の委員会にわかれ活動を行う。
 - 1 広報委員会は本校教育・本会活動の状況会員相互の声などの広報活動を行う。
 - 2 校外生活指導委員会は地域における児童の校外生活に関することを行う。
 - 3 おまつり委員会は七小ともだちまつりに関し、企画及び運営を行う。
- 3 臨時委員会は特別の事情ある時これを構成しその対策を協議する。

第二十一条

各専門委員会は互選で委員長一名、副委員長二名（教職員から一名）を選出する。

第二十二条

会長は必要に応じて委員長会を開く。

第九章 総会

第二十三条

総会は本会最高の議決機関である。

第二十四条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

総会の議長は出席者の中から選考する。

1 定期総会は毎年四月これを開き、左の事項を審議する。

1 会計報告

2 予算審議と決算の承認

3 新年度役員承認

4 その他重要事項に関する審議ならびに承認

2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合または全会員の三分の二以上の要求があった時、開催することができる。

3 総会の議決は、出席者の過半数の賛成、または投票用紙の過半数の承認により成立する。

第十章 役員会

第二十五条 役員会は会長・副会長・書記・会計・会計監査をもつて構成され、必要に応じ会長はこれを召集する。

第十一章 運営委員会

第二十六条 運営委員会は役員・学年委員長・専門委員会正副委員長によって構成する。

第二十七条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

1 各委員会の活動計画承認及び連絡調整

2 総会に提出する年間計画・決算・予算の立案
運営委員会は必要に応じて会長はこれを召集する。

第十二章 選考委員会

第二十九条 選考委員会は次のとおり構成する。

1 一年から五年各学級より 一名

2 教職員より 二名

第三十条 選考委員会は選出役員候補が総会において承認された後、直ちに解散する。

付則

第一条 本規約は総会において出席者の過半数により改正することができる。

第二条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第三条 この会の会計は款内流用することができる。

第四条 会員の慶弔は別にこれを定める。

第五条 この会則は昭和五十一年九月十六日から実施する。

第六条 第五章第八条は平成四年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第七条 第六章第十一条は平成六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第八条 第七章第十六条第一項・第三項及び第八章第二十条第二項は平成九年四月二十一日に一部改正、同日より適用する。

第九条 第五章第八条は平成十年四月二十一日に一部改正、同日より適用する。

第十条 第五章第八条及び第十二章第二十九条は平成十二年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第十一条 第五章第八条及び第七章第十六条第三項は平成二十年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第十二条 第六章第十一条第六項は平成二十一年四月一日に追加、同日より適用する。

第十三条 第四章第六条第三項、第八条、第七章第一五条、第一六条は平成二十八年四月十八日に一部改正、同日より適用する。

第十四条 第七章十六條、第八章第十九條、第二十条第一項、

第十二章第二十九条第一項は平成三十年四月十六日に

一部改正、同日より適用する。

第十五条 第六章第十一条は令和二年十月二十八日に一部改正、同日より適用する。

第十六条 第七章第十六条は令和三年三月一日に一部改正、同日より適用する。

第二十四条 第九章第二十四条は令和三年三月一日に一部改正、同日より適用する。

〔第七葛西小学校PTA慶弔規定〕

第一条 1 職員の本校永年勤続者に対しては運営委員会の議を経て表彰する。

2 委員経験者（選考委員を含む）には解任時に感謝状を贈る。

職員転退職の時は左の金額を記念品として贈る。

1 本校勤務一か月以上一年未満 金参千円

本校勤務一年以上三年未満 金伍千円

本校勤務三年以上 金壹万円

2 校長及び副校長の場合は前項にかかわらず、

運営委員会の議を経て記念品を贈る。

職員が死亡した時は、第二条のほか運営委員会の議を経て弔慰金を贈る。

職員の一親等の親族が死亡した時は、金壹万円を贈る。

職員が死亡した時は、弔慰金金壹万円を贈る。

ただし事情により運営委員会の議を経て増額する事ができる。

児童が死亡した時は、弔慰金金壹万円を贈る。

職員・児童が公傷又は災害にあった時、そのほか状況により役員会の議を経て見舞金を贈る。

職員が病気のため欠勤二週間にわたる時、または一週間以上入院した時は状況により役員会の議を経て見舞金を贈る。

職員の慶事に関しては、左により祝意を表する。

1 結婚 金壹万円

2 出産（一回の出産につき）金伍千円

本規定は、運営委員会の議を経て改正することができる。

付則

本規定は昭和五十四年四月一日より適用する。

本規定第一条第二項は平成三年四月一日に一部改正、同日より適用する。

本規定第二条第一項、第四条、第五条、第六条、第九条第一項及び第二項は平成七年三月九日に一部改正、同日より適用する。

本規定第四条、第九条は平成三十年三月五日に一部改正、同日より適用する。

以上